# 平成24年 第2回(定例) 周 防 大 島 町 議 会 会 議 録(第2日) 平成24年6月19日(火曜日)

## 議事日程(第2号)

平成24年6月19日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

# 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

## 出席議員(18名)

1番	田中陸	<b>逢太郎君</b>		2番	杉山	藤雄君
4番	新山	玄雄君		5番	平野	和生君
6番	魚原	満晴君		7番	今元	直寬君
8番	広田	清晴君		9番	安本	貞敏君
10番	尾元	武君	1	11番	中村	美子君
12番	中本	博明君	1	13番	魚谷	洋一君
14番	平川	敏郎君	1	15番	松井	岑雄君
17番	久保	雅己君	1	18番	布村	和男君
19番	小田	貞利君	2	20番	荒川	政義君

## 欠席議員(1名)

3番 神岡 光人君

# 欠 員(1名)

### 事務局出席職員職氏名

 事務局長
 中尾
 豊樹君
 議事課長
 中村
 和江君

 書
 記
 大下
 崇生君
 書
 記
 林
 祐子君

## 説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木	巧君	代表監査委員	相川	實君
副町長	岡村	春雄君	教育長	平田	武君
公営企業管理者	石原	得博君			
総務部長	星出	明君	産業建設部長	西本	芳隆君
健康福祉部長	西村	利雄君	環境生活部長	松井	秀文君
久賀総合支所長	松村	正明君	大島総合支所長	北杉	憲昌君
東和総合支所長	木村	順一君	橘総合支所長	中原	義夫君
会計管理者兼会計課長	岡本	洋治君			
教育次長	中野	守雄君	公営企業局総務部長	河村	常和君
総務課長	奈良元	元正昭君	財政課長	中村	満男君

#### 午前9時30分開議

議長(荒川 政義君) おはようございます。12日の本会議に引き続き、これより本日の会議 を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

.

### 日程第1.一般質問

議長(荒川 政義君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は4名でありますので、通告順に質問を許します。12番、中本博明議員。

議員(12番 中本 博明君) 12番中本博明です。今回2件の質問なんですが、この質問は 今回で3回目になるのですが、質問いたします。

まず1に、「安高離岸堤は、全体計画策定時に再度検討する」という回答でしたが、その後ど うなったのか。

2番目に、また最近空き巣被害や万引き被害を耳にするのですが、空き巣・万引き対策等、町と警察とで協力して取り組みをお願いしたいと思います。ひとつよろしくお願いいたします。 議長(荒川 政義君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) 中本議員の安高離岸堤についての御質問にお答えをしたいと思います。 安高離岸堤の整備につきましては、平成22年3月議会でも御質問をいただいております。そ の際の答弁と重なるところがあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

離岸堤等の海岸保全施設は、国や県の補助事業により整備を進めているところであります。本年度、町内の4つの漁港海岸5地区におきまして実施をいたしておりまして、この5地区というのは、外入地区、船越地区、内入地区、和佐地区、そして、志佐地区であります。これらを実施

いたしておりますが、これらが順次完了次第、新規地区に着手をすると、そして整備を進めてい くというふうな計画を持っておるわけでございます。

御質問の安高の離岸堤におきましては、今現在進めております 4 漁港海岸 5 地区の整備が仮に順調に進んだとすれば、本町の整備計画におきましては、平成 2 7 年度に測量設計業務に着手をするというふうな予定になっております。工事になりますと、その 1 年後、平成 2 8 年からの離岸堤本体の整備に着手する計画に今なっております。しかしながら、 4 漁港 5 地区での整備が今申し上げましたとおりに順調に進んでいる場合の話でございますので、必ずしもこの 5 地区がこの事業年度に完了するかどうかということはわかりません。

そしてまた、この5地区が全部一遍に完了するわけではございませんので、完了したならば、 次に順番とすれば、この安高海岸の離岸堤の測量、そして本体工事ということに着手するという 計画になっております。

そこで、今平成27年、28年の話を申し上げましたが、必ずしもこの27年が確約できるというものではなくて、今現在の5地区の進捗状況を見ながら、そして完成後に順次整備に入るということでございます。

安高の離岸堤計画の補助事業採択に向けましては、引き続き要望してまいりたいと存じますので、議員におかれましても、御理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、2番目の空き巣・万引きの対策についてでございますが、まず、これは今年4月末までのデータでございますが、本町における犯罪の発生状況について、まず御報告を申し上げたいと思います。

町内では、ことしになって14件の犯罪が発生しております。昨年の同時期に比べ、5件の減少という形になっております。

14件の内訳でございますが、器物破損が3件、自転車盗が2件、振り込め詐欺1件、その他8件というふうになっておりまして、議員御質問の空き巣・万引きについては、今年になって町内では発生していないということを警察のほうから聞いておるところでございます。

しかしながら、柳井警察署管内では、犯罪の発生件数は152件でございまして、前年比11件の増加となっております。また、空き巣・万引きともに増加の傾向にあるということになっております。町内で空き巣・万引きが発生していないと申しましても、高齢者の人口が約半数を占める本町におきましては、長期入院による留守宅の増加など、空き巣被害が発生する要因は非常に多くなっておるというふうに認識いたしております。

先般も、柳井地区広域防犯対策協議会が開催されまして、その場におきましても、空き巣や自 転車盗の被害に遭われた方はかぎをかけていなかったというケースが大半であるという報告がな されました。町内の交番・駐在所におきましても、交番だより等を通じ、積極的に犯罪対策の呼 びかけを行っていただいております。

また、柳井警察署に対しましても、パトロールの強化などを要請してまいりたいと思っております。

なお、御質問内容とは異なりますが、先ほど申し上げましたとおり、本町内で振り込め詐欺の被害が発生いたしました。近年、高齢者をねらった巧妙な手口による振り込め詐欺が横行しております。警察とも協力し、啓発活動を展開し、安全・安心なまちづくりに努めてまいる所存でありますので、御理解いただきたいと思います。

議長(荒川 政義君) 中本議員。

議員(12番 中本 博明君) 安高離岸堤ですが、まあ、きょうも台風が来よるような状態で、またその後ろを5号がまた追っかけてきよるような状態です。地震・津波というか、これは、まあ、想定外、いつ来るともわからんので、27年、28年と言わずに、もう計画とか話し合いとか漁協のほうとも交渉というか、それは前もって、済んでからじゃ遅いので一刻も早くそういう話し合いだけは進めていってほしいと思うんですが。まあ、ひとつこれも一刻も早くよろしくお願いいたします。七、八年台風が来てないけど、来てないからいつ大きいのが来るかわからんというか、そういう状態なので、一日一日、日がたつごとに皆さん不安になると思いますので、ひとつ早目によろしくお願いいたします。

それと、2番目の空き巣・万引き被害なんですが、表に出ない部分が大多数じゃろうと思いますんで、ひとつここの点を、町もひとつ警察と協力していろいろな方法をとって、住民に呼びかけるというか、そういう方法をとっていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

議長(荒川 政義君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) 離岸堤の件でございますが、できるだけ早くという御要望でございましたが、当然たくさんの地区から離岸堤の建設について御要望がございます。初めの答弁でも申し上げましたが、この離岸堤は、町単独で事業を実施するというのは非常に困難でございます。と申しますのが、事業費が膨大な額になるわけでございまして、いずれにいたしましても、国の助成、交付金や補助金、また県の支援をいただかなければ町単独でやるというのは非常に難しい状況でございますので、今現在進めておりますところをできるだけ早く完了し、そして事業効果を発現し、次の要望箇所に移っていきたいという考え方でございまして、今御要望のとおり、できるだけ今現在やっているところを早く進めるということが次の新規箇所に着工できる要素と思いますので、十分それを意に配しまして、進めてまいりたいと思っております。

今お話がありましたように、台風の被害が最近本当に少なくて安堵しておるわけでございますが、災害はいつ大きなものが起こるかわからないということでございまして、実は私たちが合併

したのが平成16年でございますが、ちょうど16年の9月、合併前でございますが、そして、 10月、11月と、この平成16年は非常に大きな台風がたくさんこの地域を襲った年でござい ます。大きく言えば、それから後はそんなに甚大な被害を受けるような台風は来ておりません。 「忘れたころに」と言っておりますが、忘れてはおりませんが、本当に台風が、今回もまたきて おりますが、できるだけ避けてほしいというふうに願っておりますが。いずれにいたしましても、 そういう自然災害に備えるということは非常に大事なことでございますので、一生懸命取り組ん でまいりたいと思っております。

2番目の空き巣・万引き対策についてでございますが、町といたしましても、「みずからの財産はみずからが守る」ということが、まず第一の、一番大きな基本でございます。外出の際のかぎかけの徹底などが非常に重要になってまいります。

柳井署の先般の防犯対策協議会での説明でも、空き巣に入られた方が大体、かぎをかけていないという、まあ、それは、かぎをかけていないというのはこの地域の非常に、コミュニティーが発達しておる中で、まあ、いい生活環境であったということは事実だろうと思うんですが。しかしながら、今現在、かぎをかけてなかったところで被害に遭われたということが大変多いということも報告がありました。

ぜひとも、「みずからの財産はみずからが守る」ということを基本に、かぎかけの徹底、そして、そのかぎかけの徹底などを町の広報誌や防災行政無線、ケーブルテレビの周防大島チャンネルなどを活用して、警察や関係機関との連携のもとに啓発活動の一層の強化を図って、本当に犯罪のない明るい社会づくりを進めてまいりたいと考えております。

ぜひとも、議会の皆さん方の御協力もよろしくお願いしたいと思います。

議長(荒川 政義君) いいですか。

議員(12番 中本 博明君) はい。

議長(荒川 政義君) 以上で、中本議員の質問を終わります。

.....

議長(荒川 政義君) 次に、10番、尾元武議員。

議員(10番 尾元 武君) よろしくお願いいたします。東日本大震災を契機に、周防大島 町の防災対策の充実は、また全国的にも、どこの自治体も自助・共助の、また公助の精神のもと に万全を期する勢いで実施されているところであります。

町長の政策方針のもと、本年度当初予算にもありますように、新規事業で大規模災害を踏まえ、合併時に作成した地域防災計画の見直し事業をはじめ、災害の通信手段の確保のための衛星携帯電話の整備、また緊急患者の搬送、緊急物資の受け入れのためのヘリポート整備事業、また昨年度より防災備蓄倉庫を島内13カ所に設置をし、4,000人分の避難用品などの備蓄を完成し

たところであります。

さらには、平成25年度には町立大島病院の耐震化、町立病院の耐震化100%、また26年度までには小中学校の耐震化100%が達成されようとしているところであります。

町政の運営に当たり、町民にとって、もっとも大切な安心・安全なまちづくりに向けた的確な 施策に対し、感謝と敬意を表するところであります。

さて、本日の質問に挙げさせていただきましたのは、実効性のある自主防災組織の結成に向けてであります。これは配布いただいておりますものですが、自主防災組織とは、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織のことであります。平常時には、防災知識の普及・啓発、また災害時には、要援護者台帳等の作成、また防災訓練や防災安全点検の実施、防災資機材の備蓄といった活動に取り組むものであります。

また、災害時にはもちろん、初期消火、救出活動、集団避難、また避難所への給水・給食など を行う組織であります。その必要性について、先月来の行政連絡委員集会等でも説明がなされた ところであります。そこで、新年度になってから現在までの進捗状況についてお尋ねいたします。

自主防災組織認定制度のもと、認定を受けた組織として防災資機材整備補助金を受けた自治会の件数は。また結成のための集会に説明等に出向いた件数及び内容説明等で窓口に相談に来られた件数等をお尋ねするものであります。

そして、町としてまたどの程度の組織率を本年度見込んでいるのかお尋ねするところでありま す。

次に、今後30年の間に70%の確率で発生が予想される南海トラフ巨大地震は、周防大島町で震度6弱、3.7メートルの津波が想定されると見直されました。ハザードマップ等で海抜標示は色分けされているものの、現実には住民は自分たちの居住圏、また避難所がどの程度の高さに位置するのかがわかっていないのが現実であります。

そこで、本町においても避難するときのその目安となるよう、常日ごろから視覚に訴えるべく町内の重要ポイントにその標示板の取りつけを求めるものであります。この件につきましては、議会の初日に補正が組まれている内容で伺っておりますけど、関連等もありますので、その旨の御答弁をいただければと思います。

以上、2点でございます。よろしくお願いいたします。

議長(荒川 政義君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) 尾元議員さんの、実効性のある自主防災組織の結成についての御質問で ございますが、東日本大震災から早いもので1年3カ月が経過をいたしました。2万人弱の方が 亡くなられたり、行方不明になっておるといった状況であります。また、いまだに被災地では、 仮設住宅での大変不自由な生活などの中で懸命に復旧・復興活動に努力されていることは御承知 のとおりであります。

このような現実と経験を踏まえ、改めて平常時から災害時までの防災対策の重要性、特に地域の皆さんが連帯・協力して防災活動を行う自主防災組織の重要性は、ますます高まっていると思っているところでございます。したがいまして、平成24年度の予算編成に当たりまして、防災対策の充実を重点施策の一つに掲げまして、災害時に本当に機能する実効性のある自主防災組織の育成に取り組むこととしたところであります。

そこで、町として、自主防災組織を支援する方策の一つとして、自主防災組織の認定制度及び 防災資機材整備についての補助制度を創設いたしました。4月に行われました自治会長集会ある いは行政連絡員集会におきまして、この制度について十分説明をさせていただき、約2カ月が過 ぎたところでございますが、その状況を説明させていただきます。

まず、自主防災組織に関する相談件数でございますが、17の地区から組織の結成方法等についての御相談をいただいております。

そのうち、2地区において既に認定の申請がございまして、認定登録が完了しております。 近々、次の2地区から認定申請が提出されるという予定であります。防災資機材整備事業補助金 につきましては、現在のところ申請はまだ提出されておりませんが、防災訓練補助金とあわせて 活用していただき、活発な自主防災活動が展開されることを願っているものでございます。

また、どの程度の組織率を見込んでいるかという御質問でございますが、本町は地域コミュニティーがまだまだ維持されているというふうに認識しておりますので、自主防災組織の組織率は既に100%であるという認識、新聞報道でもそのような発表をさせていただいております。

一方で、あくまでも自主防災組織ですから、結成についての届け出の義務はないわけでございますが、認定登録をしていただくことによりまして、防災資機材の整備補助金を交付しようとするものでありますので、すべての自治会、地域において、認定登録がなされることを期待しているものであり、町といたしましても、大島防災センター等との協力のもとに、推進をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、2点目の、標高表示板の設置を求めるという御質問でございますが、議員御指摘の標高表示、本町では海抜表示を採用したいというふうに考えております。まあ、同じなわけでございますが、私たちの周防大島町では海抜表示という形を考えております。この件につきましては、自治会長集会等で多くの皆様から、ぜひともこういう表示板を設置したらどうかという御要望もいただいております。したがいまして、今期定例会におきまして提案をさせていただいております一般会計補正予算におきまして、その経費として210万円を計上させていただいておりますことは、既に御承知のとおりであります。

町としては、多くの要望を受けまして、町内のバス停や電柱等に表示をすることで検討を行っ

てきたところでございますが、5月28日に国土交通省が各地方整備局に対しまして、津波被害を軽減するための対策の一つとして道路施設等に海抜情報の表示を推進するよう通知をいたしました。あわせて整備局から都道府県へ、都道府県から市町村へ周知するよう求められております。この通知が公表されまして、国道・県道への表示は、国・県において行われるという見込みとなりましたので、町としては当面庁舎や学校、集会施設等々の公共施設に海抜の表示を行うという方針にしたところでございます。

今後、国道・県道への設置状況を見て、町道やその他の施設等への設置について検討してまい りたいと考えております。

町では、このような公共施設にまず標高表示をし、そして国・県も当然今からやるわけでございますので、国道や県道以外の町道で必要があれば、これはまた町のほうで取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

今後とも、このような住民の皆さん方が少しでも災害に興味を持っていただく、またこの地域 から一人の被災者も出さないという方策をぜひとも進めてまいりたいと思いますので、御理解を いただきたいと思います。

議長(荒川 政義君) 尾元議員。

議員(10番 尾元 武君) 2点目の、海抜表示ということで答弁いただきました。実際、津波ということに対しての海抜表示、これに関しましては、本当に私もいろんなところから声を聞いたところであります。そして、このたび本当、補正が組まれていたことに対して安堵したわけでありますが、ここでどういった大きさのものが、また材質等踏まえて文字盤等が、例えば、夜間でも見えるものなのかどうか、それをちょっとお尋ねしてみたいところであります。

それと、津波というのが、陸に上がってきたときにはよじ登ってくるというか、なで上がってくるというものなんですね。例えば、「標高4メーターです」と、そういった表示があったとして、「津波が2メーターで来る」というような報道がされたとします。4メーターにいれば安心だと、そういった安堵した思いになったら大間違い、逆に行政が責任を問われることもありかねないというところであります。

東北の大震災におきましても、40メーターからの津波が来たというふうな報道をお聞きした ところであります。どこまでも高いところへ逃げる、その目安として標高表示がされるというこ との徹底はぜひともしていただきたいと、そのように思うわけであります。

また、自主防災組織についてであります。これにおきましては、私も実際自主防災組織をつくることに取り組んでまいりました。その中で、まだ新年度が始まって日が浅いということでありまして、まだまだこれからというところでありますが、組織結成に当たってやはり実効性があるものにしたいと思ったときには、どうしても個人情報を開示していただかなくてはならないとい

うことがあります。それに対して、私たちも、例えば、独居の高齢者等、また緊急時の連絡先ま た本人の医療に関する情報等、そういったものが実際わかって初めて実効性があるものと判断し たわけであります。

それによって、災害発生のときには、よりスムーズにかつ効率的な生命の安全確保が、対応ができると思ったわけでありますが、この個人情報に対しての取り扱いというのが非常に制限されるものがあります。そこで、私のさせていただいた自治会の中では、みずからが個人の情報を公開し、「自治会の自主防災組織活動に参画いたします」と、そういった形で署名・捺印をいただいて取り組む運びをとったわけです。そこまではまことによかったわけですが、皆さんもやる気になっていただきました。しかしながら、今度は管理の体制、これをどのようにしていくかということであります。やはり、ないがしろにできない、当面自治会長さんに預かっていただくにしても代々かわっていくうちには、それがどういうふうな形になっていくものかわからない。で、また情報の内容もひょっとしてかわってくるかもしれないというものがありました。

そういった中で、私がふと思いましたのが、この個人の情報等、周防大島町の社会福祉協議会で普及・啓発活動を行っております緊急連絡カードなるものであります。この品物の、私も存在を知りまして、自主防災組織のほうでもこういったものがいざというときに扱えるもんなら、それぞれの地域で自主防災組織をつくっていくに当たって、結成するのによりスムーズに行くんではないかと、そういうふうに思ったわけであります。

で、この緊急カードなるものがいかなるものかと申しましたら、もしものときにみずからの安全と安心を確保するため、自身の住所・氏名のほかに医療情報や緊急連絡先など、緊急連絡カードに記入しておきまして、必要な情報をまとめておくことで第三者による迅速な対応を助長し、生命の安全確保や地域で安心して暮らせる地域づくりを目的として、民生委員また児童委員や福祉関係者に御協力いただいている、町内全域で取り組んでいる事業であります。

こういった内容をもとに自主防災組織もつくっていくことができますれば、例えば、この内容 は今、平成23年度末で合計3,200世帯に配布がなされておると、そういったところであり ます。で、実際には独居老人、また二人暮らしの高齢者等、そういった方々に対して、冷蔵庫の 中に、何か容器に入れて保管しておく。で、その表にハートのマークをつけたシールを貼ること によってそれが目印になっているものであります。

そういった内容、これは、要援助者がいる世帯以外でもまた活用を啓発している地域もあるということであります。そうなりますと、やはり個人情報の管理ということに対して、まあ、余り頭を痛めずして自主防災組織ができる運びが必ずやとれると、そういうふうに確信するところであります。その辺の見解につきまして、ひとつお尋ねするものであります。

まず、以上の2点でよろしくお願いします。

議長(荒川 政義君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) 海抜表示板の材質とか、またはそれが夜間でも見れるものかということ につきましては、後ほど担当部課長のほうから説明をさせますが、海抜表示をしたときの目安で ございますが、私たちが今考えておりますのは、例えば公共施設の底地、底地といいますか、その土地ですね、土地の海抜が幾らだということを表示したいというふうに思っております。

要するに、津波の高さとの関連を出しますと、非常に、まあ、地域地域で差があるんだろうと思っております。先般出された国の中央防災会議での発表では、このあたりが3.7メートルというふうに発表されました。しかしながら、その3.7メーターというのは、例えば、四国沖の南海トラフから地震があって、そして豊後水道を上がってきた津波が来るとしたならば、それは豊後水道から入ってきた地域と、そして、それがぐるっと大島を取り巻くという形になりますと、必ずしもすべてが同じような3.7メートルということではないというのは、これはまあ、どなたが考えても思いつくことだと思います。

県のほうでは、大島が3.7メートルだという発表からさらに今度は50メーターのメッシュを切りまして、その50メーターごとにここは幾らここは幾らというのを今出そうといたしております。

さらに、それを今度は10メーター間隔のメッシュを切って、それでまたさらに小さな、その 地域地域に合った津波の高さというものを出そうといたしております。そういたしますと、この 町内でも相当な地域で津波の高さの想定、高さは変わってくるんだろうというふうに思っており ます。そこで、それぞれに津波の高さを表示するよりも、むしろ今ここの土地が幾らですよと、 そして、皆さんの地域は10メーターメッシュを切った情報は、またそのうちにちゃんとできま したら配布したいと思いますが、そうした中でこの情報とすれば、確実な今の海抜の高さ、この 土地の高さというものをまず表示していきたいというふうに思っているところでございます。

そして、津波の高さが幾らだという仮に発表があったといたしましても、先般の東日本大震災でも、御存じのように、非常にこの津波の高さというものは、本当の高さと、またさっき議員さんがおっしゃられたように、まあ、はい登るといいますか、山手にずうっとはい登っていくというような形で、もっともっと高い、本当の津波の高さ以上にずうっとこう山の上のほうまで被害があったということが出ております。

そういたしますと、やはりこの標高の表示とか、津波の高さというものは、それは参考にしていただかなければなりませんが、やはり本当に津波の警報が出たならば、最低でも標高20メーター以上のところに一度とにかく避難をしていただくということが一番大事ではないかと思っております。

そのためにも、その海抜の表示が一つの目安になって、そして高台にまず避難していただく。

そして、津波がおさまった後に、どこに避難するかということは、その次の段階だろうと、まずみずからの命をちゃんとみずからが守る、そして余力のある方は少しでも足の悪い方などを連れて逃げる。ただ、自分の体力に自信がない方が一緒に別の方を連れて逃げるということになりますと、非常に今度は被害を拡大すると。これはまあ、本来言えば、みんなが逃げるのが一番いいと思いますが、しかしながら、まず自分を守る。そして、余力のある方が次の方をお連れするという形でないと、非常に被害が大きくなるんではないかと思っております。そのような形で、今回の標高につきましては、その底地の、土地の表示を行いたいというふうに思っております。

そして、50メーターメッシュ、10メーターメッシュ等の数値が出ましたら、それを受けて 町の地域防災計画の大胆な見直しを行っていきたいというふうに思っておるところでございます。

自主防災組織の件でございますが、個人情報と自主防災組織の結成について、個人情報が非常にハードルになっとるというお話でございました。まさしく個人情報というものは、なかなかその皆さんと共有するというのは難しい状況にございます。この自主防災組織を結成するに当たり、行政連絡委員さん、自治会長さん、そして民生委員さん、その地域出身の消防団の皆さん、この方々に協力をいただいて本当に実効性のある自主防災組織をつくっていきたいというふうなことを皆さんにもお願いをいたしておりますが、そうした中でやはり生活弱者と言われるような方の個人情報に絡むようなことは、なかなか皆さんが共有できないということもあります。

先般も民生委員の協議会でこのお話が出まして、民生委員も「自主防災組織の結成について、 その役員になってくれと言われておるんだが、私たちが持っている情報がなかなか出せない」と いうこともお聞きして、「これがないと反対に今度は実効性のあるものにならんのではないか」 という御指摘もありました。

これは、民生委員さんが持っている情報というのは、例えば、障害の度合い、1級とか2級とかですね。また、介護の認定の度合い、例えば介護度が1、2、3とか要支援の方とか、こういうふうな情報というのは当然大きな個人情報でございますので、外に出すことは難しいと思っております。

しかしながら、地域の皆さん方で自主防災組織を本当に組織しようとするんであれば、隣の人、 またその隣の人ぐらいまでは当然、ある程度、その認定の度数はわからなくても、あの方はやっ ぱりだれかが連れて逃げなければならないよねということはおわかりになるんだろうと思います。

そういうことで、それぞれの地域の中で、コミュニティーの中で、そういう生活弱者の方をちゃんと、皆さんで情報を共有する。そして、避難するときには自分プラスその生活弱者の方を一緒に協力して連れて逃げるということが非常に大事だと思います。

それで、個人情報が開示されなければ自主防災組織が結成できないというふうなことはないんではないかと。それはあったほうが、よりスムーズにできるかもわかりませんが、やはりまだま

だこのあたりは「向こう三軒両隣」ぐらいの皆さん方の情報というのはある程度おわかりになる んではないかと思います。

ぜひともそういう形で、本当に実効性のある自主防災組織、そして個人情報保護の観点からもそういう公的な個人情報を表に出すんではなくて、ただ自分で自分の身を守ろうとして逃げるのはなかなか、まあ、逃げるといいますか、避難するのはなかなか難しいという方をちゃんと、その自主防災組織の中に網羅していただければ、それは本当に実効性のある自主防災組織になるんではないかと思っておりますので、ぜひともそのような形で自主防災組織の結成をお願いしたいと思っております。

緊急カードのお話がありました。緊急カードは、自分の住所とか氏名とか年齢、またはその持病の関係、またお薬の関係とかというものをちゃんとカードに入れて、そして何かキャップをしてそれを冷蔵庫の見えるところに、また冷蔵庫の外にも、ここに個人のそういう緊急カードが入っていますよという表示をするということで非常に有効だというふうに思っております。

これは、ひとり暮らしの方で、その緊急電話が入ったときに家に行ってみてもその方がなかなか説明できないというときでも冷蔵庫にそれが張ってあれば、それを出して、これまでの症状とか状況を把握できて、そして、例えば、病院に搬送するんであれば、こういうふうなことがありますよということを情報として提供できるというものでありまして、非常に大事なことと思います。地域の、また社会福祉協議会等でいろいろ御尽力をいただいているということにつきましては、本当に敬意を表したいと思います。今お聞きしますと三千数百枚の、それが、カードがもう既にできておるということでございまして、このようなことは、高齢者や自分の体に不具合があるという方にはぜひともそういうことを積極的につくっていただきまして、そういうことが一人でも犠牲者を出さない、そのことにつながればというふうに思っております。

社会福祉協議会とも相談いたしますが、ぜひともそのような生活弱者にもあらゆる手を使って、この地域から一人の被害者も出さないという取り組みをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(荒川 政義君) 尾元議員。

議員(10番 尾元 武君) ただいまの緊急連絡カードにつきましてですけど、本当に実効性があるものを、せっかくつくるんなら望みたいと思っておるところであります。ぜひとも、今、町長に御答弁いただきましたように、社会福祉協議会としっかり御協議いただく中に、また今いろいろ御説明いただいた内容が、平常時の中の個人の緊急事態というときの対応のような形にも受けましたけど、いざ全体での大災害となったときには、民生委員さんをお呼びしてとか、また社協の方を呼んでどうこう対応しましょうという状況は、到底想定が難しい状況の中の大災害というのがあります。そういったときに、臨機応変に、内容を見ることが許されて、どの方に連絡

したらいいのか、そういったところまで、見ることが許されるという内容の中でスムーズにことが進むことを切に望むものであります。どうぞ、しっかりと御協議いただけたらと思います。よるしくお願いいたします。

議長(荒川 政義君) 奈良元総務課長。

総務課長(奈良元正昭君) まず最初に、海抜表示板の材質等々について御質問がございましたので、そちらから答弁をさせていただきます。

国が示した、基準といいますか、標準的なものをまず御紹介しますけれども、これにつきましては、サイズが、縦が30センチ、横についてはざっと60センチ程度になろうかと思います。表示の仕方としてはこの地盤は海抜何メートルというような表示をまず青の地に、白抜きの文字で表示すると。それを大体、高さ1.5メーター程度の、見やすい位置に国は表示しなさいよというような指示を出しております。これを参考にして、町としましては各公共施設とか学校等々に同じような表示をしていきたいというふうに考えております。

ですから、夜間見えるようなものになるのかというような御質問でしたけども、当面公共施設等々ですから、普段、住民の皆様が見えるような表示をしていきたいと思っておりますので、夜間見える、例えば、夜行塗料等を塗る……、そこまでは今のところちょっと想定はしていないということでございます。

それと、社協が緊急カード、個人情報の関係ですけども、国が示しております災害時の要援護者の情報、個人情報のガイドラインというのがございまして、そういった中で手挙げ方式というのが、示されております。やり方として3点、関係機関の共有方式、あるいは手挙げ方式、それから同意方式という3つの方式を国が示しております。

社協がやっております緊急連絡カード、これにつきましては、まさしく本人さんが手を挙げて、 緊急時にはこのカードの連絡先に連絡してほしいとか、私はこういった身体の障害がありますと か、かかりつけ医はどこですよというような情報をみずからが記入して、ここにありますよとい う表示、ですから、まさしく手挙げ方式という方法だろうと思います。

ですから、国が示した一つの方法であると私ども認識しております。で、国としては、自主防災組織については、そういった関係機関がそれぞれ行政機関あるいは民生委員さんが持っている情報を、それぞれ共有して対応しましょう。あるいは本人の同意を得て、その情報をお互いが管理して対応しましょうといった、これを併用してやるのが自主防災組織としてはいいですよねというような指針を示されているところでございます。それと、いろんな個人情報の管理の方法はあると思います。今後もこの指針に基づきまして、町としてもそういった情報管理は行ってまいりたいと思っております。

ただ、個人情報の保護条例なり、個人情報保護法につきましても、そういった本人の同意があ

る場合とか、人の生命・身体・財産に重大な影響を及ぼす場合には開示してもいいですよというようなことも示されておりますので、そこらあたりの解釈の中で可能な限りの運用をしていきたいというふうに考えております。

議長(荒川 政義君) 尾元議員。

議員(10番 尾元 武君) 可能な限りの運用という展開の中で、ぜひとも前向きによろしくお願いしたいと思います。

それと、最後になりますけど、基本的に自治会をベースにした自主防災組織でありますが、すべてではありませんが、大体全体が集まるというのは年に2回もしくは、それより少ない、1回かもしれない、そういった自治会が多いわけであります。そういった中で、行政連絡員の皆さんに説明会がなされて連絡員の皆さん、また自治会長さんは御存じである中にも、住民の皆さんにはこの組織なるもの、それに対してまた助成金があるとか、そういったことをどの程度周知徹底されているんだろうか、そういった疑問も持つところであります。

そういった中で、私はそれこそケーブルテレビの11チャンネルの展開ですね。今子育て支援とか、例えば、児童手当等々、また選挙の日時等も最近は文字盤をもって報道されておりますが、自主防災組織がいかに大切かということと、またどういった形で立ち上げ、そして助成金にはどういったものを準備することができるとか、そういったことについてもしっかりと11チャンネルを使って展開していただきたいと思っております。これは要望であります。

最後、災害というのは突然襲ってくるもので、地震大国である我が日本としては、また、もちろん瀬戸内としても避けては通れないものであります。いま一度、災害を知ることを起点に防災対策を考える。そのきっかけといたしましても、またこういったこのたびの東北大震災の内容、これを決して風化させてはならない、これを教訓としてさらなるそれぞれの地域で自主防災組織ができますように、切に要望するものであります。災害の情報とか災害時の対処等に対しても、その内容をしっかりと今後も発信していただきたいと思います。

以上をもちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(荒川 政義君) 以上で、尾元議員の質問を終わります。

.....

議長(荒川 政義君) 次に、18番、布村和男議員。

議員(18番 布村 和男君) それでは、通告の2点について質問をさせていただきます。

1点目の、地域防災力の向上についてでありますが、尾元議員と重なるところもありますが、 せっかく質問しておりますので、あわせてさせていただきたいというように思います。

東南海・南海地震が起きる、南海トラフの巨大地震について、内閣府の専門委員会は3つの地震が連動する最大級の津波と震度の新たな想定を公表しました。それによりますと、津波を起こ

す地震の規模はマグニチュード9.1を想定し、最悪なら東日本大震災と同じ規模あるいはそれ 以上が見込まれております。

津波の高さは、高知県で最大34メートルを推定しております。震度7の強い揺れの範囲も今までの想定よりも約20倍拡大するという大幅に上回る想定をしております。

瀬戸内海におきましても、広島市で最大3.4メートル、大半の市町村で3メートル台が予想されております。豊後水道から津波が流れ込む山口県では、それ以上の予想がされております。

上関原発の設置が予定されております上関町では3.9メートルという予想もされております。 このトラフを震源域とする大地震は100年から150年間隔で発生しており、今後30年以内 に60から80%の確率で起きると予想されております。

本町におきましても、地震対策に対応すべく、地震防災マップがつくられておりますが、今まで以上の震度を想定した防災対策の見直しが必要となってきます。今後、避難場所の見直しや津波対策を入れた地震防災マップの見直しがあるのか、また、今後の津波対策についてお尋ねをいたします。

次に、自主防災組織についてでありますが、災害は自分自身に起こることであるという認識を持ち、日ごろから災害に備え、地域の人々による組織的な防災活動が必要であります。本町の自 主防災組織の育成と防災訓練、避難訓練の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、防火水槽・消火栓の設置状況と今後の計画についてでありますが、町民の生命・財産を守る消化活動の生命線である消防水利という観点からも、防火水槽や消火栓は非常に大事になってきます。特に、消火栓は初期消火の意味からも大変重要になってきます。本町の防火水槽及び消火栓の設置状況と今後の計画についてお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

議長(荒川 政義君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) 布村議員さんの地域防災力向上の必要性についてという御質問でございますが、去る3月31日に内閣府の南海トラフ巨大地震検討会から想定すべき最大クラスの地震分布、津波高の推計結果が、第一次報告として取りまとめられまして公表されました。

この報告によりますと、周防大島町では最大震度6弱、最大クラスの津波高3.7メートルとの推計であります。この報告を受けまして、第1点目の、地震防災マップの見直しはあるのか、また今後の津波対策はという御質問でございますが、今回の検討では、震度につきましては250メートルメッシュ単位での推計、津波高については50メートルメッシュ単位で計算をしたもので、さらに精度の高い推計を行うため、4月以降に10メートルメッシュによる推計を行うとされております。

したがいまして、10メートルメッシュによる推計により結果は変わり得るものでありまして、 加えて現在の推計におきましても、椋野から安下庄、そして外入(伊崎)あたりの島の西側にお いて3メートル以上、その他の地域は2メートルから3メートルと地域によって当然差が出てくるというふうに思います。

県といたしましても、こういった推計結果を踏まえ、被害想定の見直しや地域防災計画の見直 しを今年度中に行う予定と伺っております。町といたしましても、このような国・県の動向を踏 まえながら、地域防災計画の中での津波対策編の策定も求められておりますので、地域防災マッ プの見直しも含めて対応してまいりたいと考えております。

次に、日ごろから災害に備えた地域の人々による組織的な防災活動の重要性は、議員仰せのとおりでございます。そこで、災害時に本当に機能する実効性のある自主防災組織の育成は、今年度の重点施策として位置づけているところでありまして、その取り組み状況は、先ほどの尾元議員さんの御質問にもお答えをしたとおりであります。今後とも関係機関と連携のもとに積極的に取り組んでまいる所存であります。

続きまして、防災訓練・避難訓練への取り組みでありますが、町では毎年9月に旧町単位で防災訓練を実施いたしておりまして、今年度は日良居地区を中心に行う予定であります。訓練の内容は、地域住民の皆さんによる避難訓練、消防団等による避難誘導、負傷者の救助訓練等々であります。

また、自治会において、防災訓練を実施する場合には、その経費の一部を助成する制度も行っておりますし、自主防災組織が行う訓練につきましても積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

大島防災センターにおきましても、地域からの要望がございましたら職員が出向き、防災に関する出前講座を実施いたしております。さらに、自主防災組織のリーダーの方々に県が行う図上訓練等の手法を学んでいただく講習会への参加もお願いをしているところでございます。

災害には、常日ごろからの備えが大変重要であります。ただいま申し上げましたような機会を とらえ、積極的に参加をいただき、避難場所や避難経路の確認、自助共助により被害を最小限に とどめることなど、防災に対する意識を高めていきたいと思っておるところでございます。

2点目の、防火水槽・消火栓の設置状況と今後の計画についての御質問でございますが。まず、 消防水利の設置状況についてでありますが、平成23年度末の状況で防火水槽が226カ所、消 火栓が747カ所、プール、ため池等のその他の水利が57カ所ございます。

次に、今後の整備計画についてでありますが、防火水槽につきましては、毎年2基の設置を計画いたしておりますが、用地の確保が必要となります。用地は、地元で候補地を選定していただき、地権者との交渉を行っていただくことを原則といたしておるところでございます。ただし、国庫補助事業の採択基準によりましては、2カ所の設置が必要ということになりますので、御要望いただきましても少しお待ちをいただくということもありますので、その点は御了承をいただ

きたいと思っております。

消火栓につきましては、地域の要望に基づき、周辺水利の状況を勘案しながら上下水道課との 調整、財源の確保ができましたならば順次設置をしてまいりたいと思っております。

なお、消火栓付近に設置するホース・筒先・格納箱につきましては、毎年予算を計上し、地域からの要望に応じて設置をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。 議長(荒川 政義君) 布村議員。

議員(18番 布村 和男君) それでは、二、三、再質問をさせていただきますが、まず一番 初めに、恥ずかしい質問かもわかりませんが、今の答弁の中で、私だけかもわかりませんが、「250メートルメッシュ単位」とか「10メートルメッシュ単位」と言われますが、「メッシュ」というのはどういう意味なんでしょう。そこをちょっと教えていただきたいと……。

議長(荒川 政義君) 奈良元総務課長。

総務課長(奈良元正昭君) 例えば、「震度の250メートルメッシュ」という御答弁をさせていただきますが、要するに、250メートル四角といいますか、それぞれ単位を持って、縦横250メートルですね、その地区ごとにそれぞれ震度等を計算していった推計だと。ですから、津波につきましては、今の状態、50メーター角の地域でそれぞれ計算して積み上げた推計だということでございます。

議長(荒川 政義君) 布村議員。

議員(18番 布村 和男君) はい、わかりました。要するに、今の250メートルよりも 10メートルメッシュのほうが正確であるということですね。

次に、避難場所等のことなんですが、こないだ新聞を見ておりましたら、柳井市が、市の防災会議を開いておりましたが、本町にもそういった防災会議があるんだろうと思いますが、そういったことを開いておられるのか。今度、今の内閣府から出ましたが、それに合わせて、町としてのそういった対策を、会議を開くのかどうなのか、まず1点、お尋ねをいたします。

議長(荒川 政義君) 奈良元総務課長。

総務課長(奈良元正昭君) 防災会議につきましては、町の地域防災計画、これの見直しを行う際に防災会議を開催しております。しかし、先ほど町長が答弁いたしましたように、国・県の動向あるいは県の地域防災計画の見直しを踏まえまして、町が防災計画の見直しを行うことになりますので、その際に防災会議を開催して、御検討いただいて最終的な防災計画の修正という形になります。

議長(荒川 政義君) 布村議員。

議員(18番 布村 和男君) これも柳井市の例なんですが、柳井市はかなりその見直しをされております。特に津波が来るということで今まで学校とか公民館とかそういったところを避難

場所にしておりましたが、5メートル以下の、指定されたところはこのたび解除するというようなことを柳井市では発表をされておりますが、私はまあ当然だなあというふうに思っておりますが。

まあ、いざいうときに、久賀でもそういった、グラウンドとか低地のところに「避難しなさい」というのが地震マップの中に載っておりますが、そういったこともあわせて協議をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長(荒川 政義君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) 今、柳井市の件が出ておりましたが、私も見させていただきました。先ほどちょっと申し上げましたが、これまで仮に今出ておる、国が出しておる3.7メートルという津波高さも、先ほどほかの議員さんからも御質問がありましたが、例えば、はい登りとか、本当に、その高さが3.7メートルであっても3.7メートル以上に来ないのかというふうなことを考えますと、先般の東日本大震災では、本来の津波の高さ以上に被害の高さというのはずっと出ておるという状況もたくさん報告されております。

そういたしますと、例えば3メートル、3メートルというと大体1階の天井ですから、2階へ逃げれば3メートルは多分クリアできるんだろうと思いますが、それだけでは難しいと。今までのその想定とは変わってきておるということが、今の柳井市あたりの、ビルへの避難の見直しということになったんだろうと思います。

広い平野地域であれば、どうしてもそういう形で高い建物に、ということもあるんでしょうけども、この周防大島町のように、ほとんど沿岸部で平地の少ない地域でいきますと、やはり最低でも標高20メートルの高さまで、まあ、土地の高さが標高20メートルあるところまで逃げるというのが、避難するというのが一番大事ではないかというふうに思っております。

それで、当然周防大島町の場合、高さの高いビルというのが非常に少ないわけでございますし、 その高いビルに逃げ込むといいましても、大規模な、都会のような大きなビルがあるわけでもご ざいません。そういたしますと、やはり、避難路を通ってちょっと高台、要するに標高20メー トル以上の高台にまず避難をするというのが、一番大事なんではないかなと思っております。

今、議員さんがおっしゃられましたように、その250メートル角のメッシュよりも50メートル、50メートルよりもさらに10メートルというほうが当然その地域を限定して、ここは幾らの高さ、ここは幾らの高さというのが出てくるわけでございますから、それについて、「それじゃあ、ここの地域はどこの高台があるかね」と、「そこへのその避難誘導路はどれを通っていくかね」というようなことを地域の皆さんが情報共有するという形で、ぜひとも建物の上に逃げるんじゃなくて、その、高台に逃げていただくということが非常に大事なんではないかというふうに思っております。

これらを含めて具体的な250メートル、50メートル、さらに10メートルのメッシュが出てきた段階で、町のそこそこの地域防災計画の見直しというのは、まあ、その後になるんですが、 それは当然、地域防災計画の中で議論をいただきたいと思っておるところでございます。

議長(荒川 政義君) 布村議員。

議員(18番 布村 和男君) 今の町長の答弁はそのとおりだなというところもあるんですが、今回の東日本大震災でもやはりそういった、想定したよりもはるかに、避難場所はどこに行ったらええかと迷うてですね、その間に亡くなったという方も多いし、特に大島郡は弱者の方、お年寄りが多いわけですから、「山へ逃げろ」と言ってもすぐに山に逃げられない人もおるわけです。やはり、そういう人たちのことも考えた、避難場所の設定というのも必要じゃないかというように思っております。まあ、それはいいです、はい。

次に、防災訓練を1年に1回やっておられるということでありますが、今の地震に対するとか 津波に対する訓練も同時にやっておられるんでしょうか。そこをちょっとお尋ねいたします。 議長(荒川 政義君) 奈良元総務課長。

総務課長(奈良元正昭君) いろんな防災訓練のメニューの中に、地震あるいは津波を想定した ものも行っております。私ども、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、まず住民の皆さん、避 難していただくというその避難の方法なり、例えば、先ほどありました、要援護者といいますか、 体の不自由な方をどういうふうに一緒に避難するかとか、そういったことをまず身をもって体験 していただくということを、まず住民の皆さんに理解していただくということを主眼に今防災訓 練を行っております。そういった中で、当然、昨年の東日本大震災を踏まえまして、津波・地震 のそういったメニューも今後盛り込んでいって訓練を行っていきたいというふうに考えておりま す。

議長(荒川 政義君) 布村議員。

議員(18番 布村 和男君) 前回、質問させていただきましたときに学校の問題が出たわけですが、そのときもものすごく被害が出たところとそうでないところがあったというのは、常に日ごろから訓練をされているところとされていないところの明暗がはっきり出たというのが出ておりますので、やはり今のようなしっかりした避難訓練を年に1回と言わずもう少しやって、この地震対策をやっていただきたいなというふうに思っております。

次に、消火栓の件でございますが、久賀の久保河内地区に、ことし、たしか3基だったと思いますが、新しく消火栓……5基ですか、ありがとうございます。感謝しておりますが、あそこは、私も毎朝こう散歩するんで歩くんですが、せっかく消火栓ができたんですが、そのホースボックスとホースがない。これはせっかくつくったのにホースがなかったら、何にも役に立ちませんよね。それはどういうふうにお考えなんでしょう。どういうふうにお考えというか、当然のことで

すが、それをやるのは。

議長(荒川 政義君) 奈良元総務課長。

総務課長(奈良元正昭君) 先ほど町長が最初に答弁したとおりなんですが、消火栓の付近に設置するホース・筒先・格納箱につきましては、毎年度地元、地域要望に応じて設置をしているところです。まだまだ設置されていないところが相当あるというのは、私ども認識をしております。そういった中で、各支所で取りまとめをして、優先順位の高いところから順次、ですからこのたび、久保河内地区ですか、5カ所新設、昨年度させていただきましたが、そういった中での全体的な町内のバランスの中で順次設置をしていきたいと、地元のほうの要望に応じて設置をしていきたいというふうに考えております。

議長(荒川 政義君) 布村議員。

議員(18番 布村 和男君) あれなんですか。今の消火栓を新規につくってそこへホースを置いたり、ホースボックスできちっと消火活動ができるように準備するのは、あとのことは地元の希望ということになるんですか。(「場所がいる」と呼ぶ者あり)場所。いや、それはもう置く場所は当然、それはあるでしょうが。設置したときにあわせて当然その準備をして、地元の人に設置はどこに置きましょうかというのが、私どもで考えると何か筋のような気がしますがいかがでしょう。

議長(荒川 政義君) 奈良元総務課長。

総務課長(奈良元正昭君) 消火栓のホースなり格納箱の設置につきましてなんですが、これは合併前の旧町単位でやり方がそれぞれ異なっておりました。ある町におきましては消火栓と同時に一緒に設置したり、先ほど言いましたように、地元の要望に応じて設置を町がするとか。あるいは別の町におきましては、消火栓までは町が設置します。ですが、ホースとか格納箱についてはそれぞれ自治会で設置してくださいといった町もございました。そういった中で、ですから、それぞれの地域において、消火栓のところにすべて設置されている地域もありますし、されていないところもある。

それと先ほどありましたけども、その消火栓ホースボックスを置くスペースと言いますか、それもそれぞれ地元において、場所を確保していかなきゃならないということで、その場所を地元で決めていただいて、要望に応じてそれぞれ順次設置をしておるということでございます。ですから、消火栓の設置とあわせて、同時にその格納箱等も同時の設置というのは、現在のところしていないというのが現状でございます。

議長(荒川 政義君) 布村議員。

議員(18番 布村 和男君) いや、まあ、それは町の事情はようわかるんで、せっかく町が、 椎木町長が、5つつくってくれたと。せっかくやっても消火栓ボックスがないと、何かこう半分 のような気もしますが、ぜひ、そのときに一緒につけていただきたいなというふうに思います。

それと、消火栓が747カ所という、まあ、多くあるわけですが、それで今、町内で大体それで行き渡っておるというふうなお考えなんでしょうか。それともそうでないと、まだまだ足らんのだというところ、どうなんでしょうか。

議長(荒川 政義君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) 消火栓の問題とその消火栓ボックスの問題、今御議論いただいておりますが、消火栓というのは、例えばその、水道は町内ほとんど90数%普及しておるわけですが、当然その消火栓は水道の本管でないとできないわけですよね。本管からずうっと離れていった枝管のところでは、要するに、消火栓はできないわけでございまして。だから町内全域に水道管はめぐっておりますが、その本管のところでないと消火栓は設置できないということでございますので、町内全部に行き渡っておるかというと、やっぱり本管のところにこう点々と行き渡っておるわけでございまして、本管からずっと外れたところには当然消火栓はできておりません。

それと、消火栓ボックスとセットでということでございますが、消火栓 1 基にボックスが 1 つというのではなくて、5 カ所つくればそこの間に、まあ、真ん中あたりに 1 つほどというのが消火栓ボックスの設置の基準でございます。また設置する場所が、今の久保河内あたりはどちらかというと中山間地域なので土地はたくさんあるようでございますから、設置する場所はどこかを提供いただけるんだろうと思いますが。例えば、その商店街あたり、中だったら、設置する場所がなかなか見つからないというようなところもあります。それは、例えば、家の玄関に置くというわけにいきませんので、そういうふうな形で地域の皆さん方にどこにつけましょうかということで御要望をいただいておるというようなこともあります。

しかしながら、当然その消火栓ができたとしても、できたっていうか、今まであったとしても、その消火栓からとる、ホースとかハンドル、また筒先がなければ当然活用できないわけでございますから、それは地域の皆さん方から今要望をいただいて設置しているところもたくさんあります。当然、既に設置されておるところもあるわけですが、それについては、地域の皆さんから、ここにちょっと設置できそうな場所がありますが、ここでお願いしますというような要望をいただいておるということでございます。

議長(荒川 政義君) 奈良元総務課長。

総務課長(奈良元正昭君) 消防水利の、充足状況といいますか、これでもう全部足りているのかというような御質問だったかと思うんですが。消防水利の基準といいますのは、その水利から半径140メートル、ホースで約7本分ぐらいが消防水利の、一つの水利からの範囲ということでございます。それで、町内何カ所必要かというのはそれぞれ防火対象物に対して、そういった半径140メーターの円を引いてということなんですが、これについての、今、充足率何%とい

う数字はないんですけれども、ただ100%であるという認識は私ども持っておりません。

それともう1点。消火栓につきまして747カ所という御紹介をいたしましたけども、先ほどの久保河内に5カ所設置をさせていただきましたが、それ同時に2カ所出すともう当然水圧も足らないといった状況でございますので、これですべてカバーできているという私ども認識をしておりません。また順次、先ほど言いましたように、防火水槽についても可能であれば毎年2基ずつとか、そういった整備は今後とも進めていきたいというふうに考えております。

議長(荒川 政義君) 布村議員。

議員(18番 布村 和男君) 今の消火栓、インターネットでよその市町村の例をちょっと調べてみたんですが、消火栓がここにありますよというような標識をよその町ではこういうふうにやっております。それで、今700以上あるわけですが、それを全部やるというのは大変だなあというふうにも思っております。あるところでは標識の下に、それは公道じゃから、この消火栓に広告をとるというのは合法だというふうにインターネットに載っておりましたが、標識はその広告を出したところが立てると。

昔、あそこの国道にライトがありましたが、そういう方法でやっておる、多くのところがあります。なかなか消火栓がどこにあるのかという、すぐわかるところと、わからないところがあるわけですね。時々、町内を歩いてみると、防火槽にはここに防火槽がありますよというのが立っておりますね。そういったようにちょっとわかりにくいところには、ここに消火栓がありますよという、立てる位置も当然立てられないところもあるわけですが、そういったことをよそで取り組んでおられるということがありますので、その点について、町長どうでしょうか。

議長(荒川 政義君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) 消火栓を、700カ所以上あるわけでございますから、当然その近くにおっても認識されてないという方も当然おるかとも思います。そのためにも消火栓がここにあるということが明確に表示できるというような形をやっておられるということもありましたが、ぜひとも地域の皆さん方がその防災訓練等を行う、これは、例えば火災のための防災訓練を行うということもちょくちょくあると思いますが、そうしたときにも地域の皆さん方で防火水槽はどこにあるんだ、消火栓はどこにあるんだ、先ほど言いましたような消防水利に使えるような池はどこにあるんだということを、十分認識をしていただくことが非常に大事なんだろうと思うんです。

特に、初期消火に利用できます、この消火栓につきましては、それは消防団、または消防署とかが活用するよりも早く地域の皆さん方が簡単に活用できるわけでございますから、やはりその地域の自主防災組織または防災訓練というときに、実際使ってみることも必要でしょうし、またその場所をちゃんと確認して歩くということだけでも、非常に、非常時のときに活用できるんではないかと思います。

だからと言って、表示板がいらないという意味じゃないんですが、当然、大都会のような大きな地域ではないわけですが、ぜひとも地域の皆さん方でその情報共有をちゃんとやっていただく。そのためにも、そういう自主防災組織をつくり、そして防災訓練を実施するということが、地域の皆さんでいろいろな、その防災に対する情報を共有できるということにつながるんだろうと思っておりますので、自主防災組織を本当に実効性のあるものにするためにも、皆さんで自主防災組織をつくるということに、議会の皆さん方にもぜひとも御協力をいただきたいと思っておるところでございます。

議長(荒川 政義君) 布村議員。

議員(18番 布村 和男君) 今言ったように、私どもの自治会では、3月に総会と道路掃除があるわけですが、その後に、全員でその箇所に行って、その自治会の中に消防団の人もおりますし、元消防署の職員もおりますので。ですが、今おっしゃったように、とっさになるとなかなか難しいですね。私も何回か初期消火に出ましたが、ホースを間違えたり、突っ込むあれを反対にしたり、だからやっぱり今のように日ごろの、そういった自治会での訓練というのは必要だなあというふうに思っておりますが。

まあ、これで質問を終わりますが、消火栓は、今町長が言いましたように、特に地域の人が使うわけで火事が出たらすぐそこの人が 私ども高等学校の前におりますので、近くが火事になったとき高校生がかなり手伝ってくれたりしました。やはり消火栓が一番だと思います。まあ、悪い言い方になりますが、消防団や消防署が来たときにはもうほとんど消火栓でことは足りとるということは多いことだろうと思いますので、やはりまだ100%に行ってないということですので、100%目指して年次、その予算を獲得して、消火栓をふやしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長(荒川	政義君)	以上で、布村議員の質問を終わります。
議長(荒川	政義君)	暫時休憩をします。11時まで。
		午前10時47分休憩
		午前11時00分再開

議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、8番、広田清晴議員。

議員(8番 広田 清晴君) 今回の一般質問につきましては、通告どおり4件の角度から、町 長の考え方、聞いていきたいというふうに思います。 まず、町づくりの大事な視点として、町民が主人公の町づくり、この視点が非常に大事である、これは歴代町長のほうに質問してきた項目であります。特に、特定の業者や特定の議員がええことしよる、というような陰口が聞かれる町政ではいけない。私は、この視点を常に問うておきたいということであります。この点では、憲法及び地方自治、その解釈を含めて基本認識を問いたいというふうに考えます。

そして、まちづくりの中での2点目として、町政運営すべての分野に貫くことが大事なんだと、 財政執行、行政執行、いろんな角度から仕事があります、町長の仕事がですね。その中であらゆ る分野で貫くことが大事である。その点について、町長の考え、率直な意見を聞きたいというふ うに考えております。

2点目として、鳥獣による農産物被害の状況と今後の対策であります。一般質問通告数日前に 県が発表しました。周防大島町の状況を求めるとともに、今後の対策について所管課の考え方、 聞きたいというふうに思います。

また、イノシシ被害対策として、岩国や柳井の場合と若干違う要綱の中で設定されている部分があります。その部分で、要綱含めて答弁いただくこととあわせて、他の猟友会、いわゆる柳井や岩国の猟友会との交流ができるものなのかどうなのか、必要性はどういうときに発生するのかについて要綱を含めて答弁を求めたいというふうに思います。

3点目が、町が行った接遇アンケートについてです。この点では、大阪市、大阪府含めてですが、異常な接遇アンケート・基本条例、これが表に出て非常に危険視する状況ができちょるというのが私の認識であります。その点で、今回接遇アンケートを行った目的。そして、2番目として結果、件数や要望等の公表を求めるものであります。事前に町のホームページで公表がされておるが、これはまず公表とは言えないという、私は認識をしております。改めて公表を求めるものであります。

次に、県に対する要望であります。御承知のように、多くの議員が屋代川問題を問うてきました。いわゆる浚渫の取り扱いをしてほしいということであります。実際的に草刈りだけでは実は一年ももたないという状況です。郡内、周防大島町内全体の河川も含めて今回要請を上げていただきたいというのが、この質問の趣旨です。

県に対する要望、2点目として、戸田地区においてパラペットの改善が全くと言っていいほど進んでないと。先ほどから聞いておると安全・安心対策、災害対策いろいろ答弁されておりますが、いわゆる県道筋のパラペット、亀裂が発生しておる状況をいつまで放置する気なのか。いつになったら県に要求するのかと、要求して進まんのんならなぜ進まないのかということも、そろそろ結論を出す時期じゃないかというふうに思います。引き続き、早期に改善できるよう努力を求めるものであります。

以上であります。

議長(荒川 政義君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) 広田議員さんの1点目の御質問でございますが、町民が主人公の町づく りについて、その認識についてお答えをしたいと思います。

地方自治法の解釈を含めての認識は、とのことでございますが、今さら私が申し上げるまでもございませんが、日本国憲法第92条におきまして、「地方自治体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定されております。これを受けまして、地方自治法第1条で、「この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」とされ、同じく第1条の2第1項におきまして、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と定められております。

そして、第2条第14項におきまして、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならな い」とされておるところであります。

そこで、地方自治の本旨とは、地方自治の本来のあり方のことであり、団体自治と住民自治の2つの要素から成るとされております。団体自治とは、その自治体のみずからの権限と責任において、地域の行政を処理するという原則でありまして、住民自治とは、地方における行政を行う場合にその自治体の住民の意思と責任に基づく行政を行うという原則のことでありまして、車の両輪のごとく、両方が満たされなければならないということであります。

すなわち住民の意思を尊重し、自主・自立・自己責任において行政運営を行うことであると、 私は認識をしておりますし、議員仰せの、町民が主人公の町づくりということにつながっておる のではなかろうかと思っております。このことは、町政をあずかる町長のみならず職員全員にも 言えることでありまして、町政運営すべての分野に共通し、公平・公正の立場で住民福祉の増進 のために、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めることは当然のことであるというふうに思 っておるところでございます。

広田議員さんの、町内における鳥獣による農産物被害の状況と今後の対策という御質問でございますが、まず最初に、先般5月31日の新聞記事によりますと、平成23年度の県内の農林業被害額について、「全体で6億8,000万円で、前年対比15%減少」という記事が掲載されておりました。しかし、被害額は減少したものの、依然イノシシによる被害が深刻となっております。

さて、町内の被害状況でございますが、これまでのタヌキや鳥類の被害に加えまして、平成 15年ごろからふえ続けているイノシシによる被害は、本当に拡大をいたしておるところでござ います。

平成23年度有害鳥獣による総被害額につきましては、3,204万4,000円で対前年比56%、そのうちイノシシによる被害額は、1,038万円で対前年比61%と減少傾向にあります。しかし、総被害額に占めるイノシシ被害の割合は約3割を占め、昨年と同様の状況でございます。内容的には水稲、イモ類、そして柑橘の食害等でございます。

また、平成23年度鳥獣捕獲実績につきましては、タヌキ146頭、カラス210羽、イノシシ642頭でございますが、特にイノシシにつきましては、平成16年度の22頭から毎年ふえ続けて、昨年の642頭という状況になっているわけであります。これまでイノシシ等による有害鳥獣対策として、猟友会大島支部への捕獲委託による、くくりわなや箱わな設置等で捕獲を進め、また資材費や免許の取得費の費用補助などを行う中で毎年一定の効果を上げておりますが、イノシシにつきましては、一向に個体数が減少していないという状況でございます。

このため町といたしましても、捕獲だけでなく自衛的防御策といたしまして、平成23年度から町単独事業によりまして、鳥獣被害防止施設等整備事業を予算化いたしておりまして、1件あたり上限5万円とし、農地等への防護さく設置費の一部を助成するものでございます。平成23年度では、この事業における申請は216件ございまして、753万円の補助を行っております。

今後も猟友会大島支部の協力により、捕獲及び被害地への防護さく等の補助等の両面によりまして、有害鳥獣対策を継続して実施してまいりたいと思っております。

次に、イノシシ被害対策として、周防大島町猟友会以外の猟友会との対応についてでございますが、このことにつきましては、1点は、猟区の設定があります。町では、町内全域にわたり、平成19年11月1日から10年間県知事の認可を受けて猟区の設定をいたしております。町猟区管理規程を定め、その中で狩猟期間、狩猟鳥獣の種類、狩猟できる数など細かい規程を設け、郡外の方でも入猟はできることとなっております。

しかし、狩猟鳥獣の対象としてイノシシは指定しておりませんので、島内での狩猟につきましては、狩猟鳥獣に指定していないイノシシの捕獲は実施することができません。このため、イノシシ捕獲につきましては、猟区じゃなくて有害鳥獣として捕獲を実施している状況でございます。

なお、有害鳥獣駆除につきましては、鳥獣保護及び狩猟に関する法律、また同施行規則及び有害鳥獣駆除取扱要領によりまして、基準を定めております。その要領の中で、駆除実施者につきましては、被害者または被害者から依頼された者(当然狩猟免許取得者であること)で、被害者と同一市町村内またはその周辺に居住し、迅速に駆除に従事できる者としておりまして、当町で

もその内容を踏まえ、周防大島町有害鳥獣駆除取扱要領の中で町内に住居、事業所または勤務先 を有する者と基準を示しております。

当然、町内に狩猟免許者がいない等の場合には、町外への依頼も可能と判断されますが、現在、山口県猟友会大島支部の会員は59名おりまして、先ほど御説明いたしましたように、捕獲実績もございます。今後とも、少しでも農産物被害を食いとめるため、猟友会大島支部による有害鳥獣の捕獲を継続的に実施するとともに、新規狩猟免許取得者の増進や講習会等による狩猟技術の向上を図っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

3点目の御質問の、接遇アンケートについてお答えいたします。

まず、アンケート実施の目的でありますが、昨年3月に策定をいたしました計画期間を平成23年度から平成27年度までとする第2次周防大島町行政改革大綱において、窓口利用者に対する満足度アンケート調査を実施することを定めており、このたび実施をしたものでございます。

実施方法は4月16日から20日までの5日間、各庁舎におきまして、総合支所及び各課の窓口に来られた方にアンケート調査票を手渡し、記入をお願いしたものであります。その結果は、町のホームページに掲載済みでございますが、若干詳細にその御報告をさせていただきます。

まず回答件数は、久賀庁舎73件、久賀東庁舎12件、大島庁舎40件、東和庁舎46件、たちばなケアプラザを含む橘庁舎36件、教育委員会21件の計228件でございました。

性別では、男性123名、女性100名、不明5名であります。

年代別では、10代1名、20代4名、30代26名、40代38名、50代43名、60台55名、70代42名、80歳以上が19名でございました。

評価の結果でございますが、大変満足を5点、満足を4点、普通を3点、不満を2点、大変不満を1点で点数をつけて行っていただいた、その平均点を御紹介いたしますと、身だしなみで4.13点、あいさつで4.25点、言葉づかいで4.27点、聞き取り方で4.24点、説明の仕方で4.30点、用件の済むまでの時間で4.24点、庁舎内の案内表示3.95点、窓口の整理整頓4.11点であり、いずれの項目もほぼ満足という結果ということができると思っております。

一方で自由記述の欄では、あいさつの徹底、笑顔がほしい、説明が上から目線、名札は相手に 見えるように、地域住民と連携を密にし効率的な仕事を、といった御指摘もいただいたところで ございます。

評価点の結果に満足することなく、自由記載の指摘を真摯に受けとめ、今後とも職員研修など に努め、接遇能力を高め、窓口対応の満足度の向上を図ってまいりたいと考えております。

広田議員さんの、県に対する要望についての御質問でございますが、まず県河川の浚渫(滞留土撤去)を基本とし要望を強めること、との御質問でございますが、町としても住民要望を踏ま

えまして、河川に堆積し防災上危険な箇所について早期に改善するよう、毎年県に浚渫等の要望 を行っております。

県管理の2級河川は町内に14河川あり、これまでも対象河川について適宜浚渫、草刈り等の 防災対策を講じており、本年度も引き続き実施する予定と伺っております。

次に、戸田地区のパラペットの早期改善についての御質問でございますが、これまでも戸田地 区を含め、町内全域で補修が必要な箇所について、強く要望いたしております。

今年度、戸田地区のパラペットにつきましては、クラック等の補修に必要な予算の一部内示が ありましたので、現地を再調査の上、劣化の激しい箇所から補修にとりかかることと説明を受け ております。

また、次年度以降も予算の範囲内で年次計画を立て、引き続き補修を行う予定という報告を県のほうから受けております。今後も他の地区も含めて、早期に補修等の改善をされるよう引き続き、県には強力に要望してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。議長(荒川 政義君) 広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) まず1点目、町民が主人公の町づくりについて、先ほど答弁で憲法から引き出しまして、そしていろんな解釈、財政法含めて報告がありました。それで、私が一番気にかかるのは、町長自身が職員に対して接遇アンケートの前に、公務員というのは町民全体の奉仕者なんだという視点で、職場であたったことがあるのか。いわゆる立派な認識を示されたので、町長が就任されて3年半余りになると思うんですが、町の職員の皆さん方にやっぱり基本姿勢として、公務員は周防大島町町民全体の奉仕者なんだと。そのことを通じてのみ、働くものの権利としての、いわゆる要求改善ができないんだという2通りの考え方、それを明確に示したことがあるのかないのか、その点でまず質問を行いたいというふうに思います。

議長(荒川 政義君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) 町の職員というのは全体の奉仕者であるということを基本姿勢として、町の職員に対して、町長から徹底しておるかどうかという御質問でございますが、どういうふうな仕方を御質問されとるのかよくわかりませんが、町の職員を全部一同に集めてやるようなことというのは、なかなか今の状況では難しいということでございますが、今グループウェアといいまして、町長からのメッセージはすべての町の職員に瞬時にメールで送るということができるようになっております。当然、年末や新年や新年度初め、または辞令交付等々での訓示につきましては十分伝えておるつもりでございますが、なかなかその言葉では全員が集っておるということもないわけでございまして、そのことにつきましては、年末や年度末、ちょうど区切りのところ、または10月1日の合併の周年のときにあわせまして、町長からの思いというものを全職員に、発するという方法で行っておりますが、今お話がありましたように、町職員と個別に、こういう

ふうに議論をするというチャンスがなかなか難しいという状況になっております。

しかしながら、先ほど申し上げましたような、町民が主人公の町づくりに一番大きな役割を担っておるのは、町長と並びにその町の職員でございますので、このことが十分徹底されるように、私どもこれからさらに、町の職員自体がそれぞれの認識を高めるように努力をしていきたいと思っておるところでございます。

議長(荒川 政義君) 広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 合併して、基本的には7年半余り経ちました。椎木町長が誕生して3年半余り、ということでこの間、本当に町の職員皆さん方が町民全体の奉仕者だという考え方が徹底しておったら、実は合併以降もいろんな不祥事がありましたが、それが起こらない状況があったんじゃないんかというのが私の基本的考え方です。

ですから、日常的に一遍に集めてすることは当然不可能です。会場も余りないんじゃないかなというふうに思います。その点では、やっぱり部署部署で私は徹底していくことがいいんじゃないかと、部署部署でですね。日にちをとってもいいですから、町長の基本姿勢として、全体の奉仕者なんだと、そのもとで初めて自分たちの権利、要求が通っていくんだということはやっぱり明確にしちょかんと。今、御承知のように、誤った運動の中から、いわゆるひずみが出よるというのが、いわゆる住民と公務員労働者、これを敵対関係にするような策動が発生しよるというのが今の現状で、大阪なんかの事例です。

結局は首長によって、そこに住む住民とそこに働く公務員、そこを乖離さすことによっている んな攻撃が起きよる。これは率直に見たら明らかだろうというふうに思います。そういう乖離を 起こさんような施策、ぜひ徹底していただきたいというのが1点目の指摘であります。

これは、その後に続きますから、これはきちっとするよう求めておきたいというふうに思います。その点よろしいですか、確認。

議長(荒川 政義君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) 住民と町の職員との乖離、またそのひずみを助長しておるんではないかという御質問だと思いますが、私たちは他の自治体のことはよく認識をいたしておりませんが、この周防大島町の職員が住民と乖離しておるというふうなことは、まあ、ないんではないかというふうに思っております。

今、御質問がありましたように、一同に会して町の職員と、そういうことをいろいろ協議・議論するというのはなかなか物理的に難しいわけでございますが、今現在、毎月部長会議というのをやっております。当然組織でございますので、部長から課長、課長から班長、職員という形に、町長からのその方針などはちゃんと徹底しておるというふうに思っておるところでございます。この私たちが毎月やっております部長会議というのは、これはまあ、町の行政執行の大きな方針、

またはこの接遇も含めてですが、町の職員の考え方なり、町の職員の心構えというものも適時その中で話をしております。当然、部長から各職員にそういうことが伝わっておりますし、また、 先ほど申し上げましたが、すべての職員にもメールが届くようになっておりますので、それでもって部長会議の内容もすべての職員には伝わっており、まあ、十分その認識が伝わらなければならないと思いますが、そういう形で今現在は進めておるところでございます。

そういう中で、特に住民と職員とが乖離しているというようなひずみをつくろうと、またはできておるんではないかというようなことは、私は余りそういうような認識は持っていないところでございます。

もう1点、不祥事が、これまで何件かありましたが、そのことについて、そういうことが原因ではないかという御質問、御指摘ではないかと思いますが。これまで何件かの不祥事が起こったことも事実でございますが、このことにつきましてはまことに、町長以下、その管理職の指導や管理不足ということも指摘されるわけでございますが、そのようなことが起こらないように、当然、管理職として、また町長としてそれを十分指導するのが私たちの役目でございますので、過去の不祥事を十分検証し、そしてそういうことが二度と起こらないようにということを考えて進めていかなければならないと考えております。

議長(荒川 政義君) 広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 次に、イノシシ被害等について再質問したいというふうに思います。

1つは、先ほど答弁があった部分で、実際的に先ほど答弁されたのは、22年度、23年度対比で答弁されたというふうに見ております。それで、私のほうが気にかかるのは、全体としていわゆる被害面積、そして被害金額、少ないんではないかという、私は認識を持っております。

そこで、再質問ですが、実際的にこの数字、面積、そして金額をつくるに当たっては、水稲共済またいわゆる農産物共済等からはじき出した面積なり金額ではないかというふうに思われます。 そうすると実態として、かなり低くなるんじゃないかなというふうに危惧しておりますが、その点での認識をちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

議長(荒川 政義君) 西本産業建設部長。

産業建設部長(西本 芳隆君) 御質問の、被害面積、被害金額が少ないのではないか、また共済等推定で、実態として低くなると危惧されるということでございます。

なお、ことしの金額につきましては、先ほど金額で比較いたしましたけども、3,200万円 ばかしですが、被害が出ておるんですけども、金額につきまして、昨年比44%減ということで す。面積につきましては、昨年比8%減ということで、面積については22年度とそう大きく変 化しておりません。ただ金額がえらい下がっておるということでございますけども、これは、先 ほど申しましたように、共済等の推定あるいは面積等の推定がある中で、単価につきまして県が 示しております、被害単価をですね。そのほうが若干下がってるということが大きく影響してい るんじゃないかと思われます。

以上でございます。

議長(荒川 政義君) 広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) この点では、最初の町長の答弁のように、町長自身が予算計上して、いわゆる狩猟だけじゃなしに、防衛のためのさく等を補助しておるということなんであります。当然、いろんな地域で被害が出よるというのは事実であります。そういう中で、私がこの点で主張しておきたいのは、水稲等いわゆる共済から実態を見るんじゃなしに、行政として実際的に調査、いわゆる調査ですよね、したらどうかというのが私は必要じゃないかと。そうすると実態として、例えば報告していない世帯、共済でいわゆる登録していない農業世帯も一応実態としてつかめるのではないか、そうする中で、改めて予算計上できるんではないかというふうに考えますが、町長の考え方、聞いちょきたいというふうに思います。

議長(荒川 政義君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) 県下の統計的手法によりますと、共済の関係で調べるというのが一般的ではないかと思いますが、今、議員御指摘の、例えば水稲共済とか柑橘の共済とかもろもろそういう共済に加入していない方も当然おるわけでございまして、それの調査をしたらもう少し伸びるんではないかという御指摘であろうと思います。

被害をなかなか認定できないという部分も、今の調査の方法ではあるんではないかということも事実だろうと思います。例えば、本格的に農産物を生産される方ではなくて、例えば、いきがい対策のような形でサツマイモを育成しておったら、途端に一晩でやられましたというのはたくさん聞きますが、そのようなことがカウントに入っていないんではないかという御指摘であろうと思います。それは、また別の調査等行わなければなかなか生の数字というのは出てこないんではないかと思いますが、それらも検討はしてみたいと思っております。

関連的なことになりますが、この有害鳥獣の被害防止につきましては、一つは駆除していなくすることが一番大事だと思うんですが、なかなかその駆除も一筋縄で行かないという状況でございます。そこで駆除と防御という形になるわけでございますが、先ほども数字で申し上げましたが、今年度の当初予算で申し上げますと、防御さくの設置だけで1,100万円、そして有害鳥獣の捕獲につきましても1,015万円の膨大な予算を組んでおるわけでございます。

そして、狩猟免許の取得者に対するその財政支援が180万円、さらに、わななどを購入する 助成が100万円といたしまして、総額2,396万2,000円の予算計上をいたしておるとこ るでございます。これで十分だとは思っておりませんが、できるだけこのように捕獲・駆除とそ して防御と、これらを組み合わせて、できるだけ被害に遭わないような方策を今現在はとることが大事ではなかろうかと思っております。

先ほどの質問の中にありました、その小さな、まあ、小さなといいますか、その共済に入っていないような方々の被害調査もやってはどうかという御質問でございますので、そこらは相当調査範囲が広くなると思いますが、またそれらは十分検討してみたいと思っておるところでございます。

議長(荒川 政義君) 広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 次に、接遇アンケートについてであります。

先ほど接遇アンケートについての報告が町長のほうからありました。この点でも自分たちの仕事の範囲をどうとらえるかということで、これは職員自身が研さんする必要がある内容であるというふうに、私自身は考えております。また、結果については、驚くべき高い点数で、私が想像するよりは点数、4点を超えるという状況が町長から報告されると、本当にそうなんかなと疑いを持たれるような高い数点であります。言いますのが、私たちも5段階評価の時代の小学校、中学校ですから、実際的に考えてみて5点に近い4点とかいうたら、かなりの高評価、ということは間違いないだろうというふうに思います。

しかし、実際的に私が先日来耳にしたのが、驚くべき実態を耳にしました。若干、これは部でも検討していただきたいというのが、久賀に生活保護及びいろんなことで県の職員がおりました。それで、町が 福祉事務所の役割です。その福祉事務所の役割を町が行うということで、私は、「そんなことしなくてもいい」と、「県に任しときゃいいんじゃ」と、「せっかくあっこに県が職員を配置しちょるんだから別に急ぐ必要はない」ということで言っておきましたが、実際的にはこの4月1日から生活保護分野を含め、福祉事務所の分野を周防大島町の福祉課のほうに併設しました。

その中で、一人ほど元職員、県の職員だった人が張りついております。それはそれで町の費用 負担が下がるわけですから、それは別に批判はしません。しかし、生活保護にかかわる法律、これを正しく認識していないと大変な状況が起こる、ということがありました、事実として。これはそのとき一応福祉部長と岡村副町長のほうにはすぐ言いました、具体的に。いうのが、例えば、電話での問い合わせに対して、実際的には、「こんなことまで教えんでもええよ」というような言い方をされました。その後、すぐの接遇アンケートですから、私の声を聞いてくれたんかなというふうに思いましたが、実際的にはやる予定だったんだということですが。やっぱりその職、職につく職員は新たにきちっと、確かに県の出先のほうに一定期間、「出向」という表現かね、出て教育実践を受けたかもわかりませんが、その法律を深くつかまないと、私は大変不幸な状況が起こる。特に、今みたいに生活保護バッシングが起こるような状況では、特に気をつけんにゃ いけんという立場であります。

実際的に、皆さん方がその都度その都度、住民の皆さん方に対応するわけです。そういうときに、特に、新たに出発した事業については、やはりきちっと対応することが望まれるんではないかと、そういう意味で1件ありました。ですから、そういうことが起こらないようにするのが私は必要じゃないかというふうに考えております。

個別の事案ですが、いわゆる憲法から導きだされる生活保護法が、間違ったら間違ったことを 是正すりゃあいいんです。ただし、間違っていないのにいろんな言い方をされると非常に困る。 その点で、やっぱり、生活保護は憲法に基づく最低のセーフティーネットという感覚がないと、 これ、非常にまずいんじゃないかというふうに考えております。その点で、個別の事案でありま すが、接遇のほうで答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長(荒川 政義君) 椎木町長。

町長(椎木 巧君) 県で行っておりました福祉事務所の事務を行う、周防大島町福祉事務所を4月から開設しました。その中で、たくさんの事務の移譲を受けたわけでございますが、大きなものが生活保護の事務でございます。そのことについて、接遇とその今生活保護の、認定かどうかわかりませんが、生活保護についての対応が余りよろしくなかったという御指摘のように思いますが。当然その生活保護は、特に私たちが社会福祉事務所を設置した後のことでありますが、今非常に生活保護の問題がクローズアップをされております。

特に、この生活保護につきましては、法律に基づいて適切に遂行するというのが一番の基本であるうと思っておりますが、非常にまあ、個々の所得の問題とか家族構成の問題とか、例えば、最近では扶養義務の問題とかたくさんの問題をはらんでおりまして、なかなかその1 + 1 = 2 というふうな計算上で生活保護の問題は処理できないということは御存じのとおりでございまして。「最後のセーフティーネット」という言葉もございますが、反対にそのセーフティーネットを悪用しておるんではないかというふうな批判もたくさん出ておることも事実でございます。

今の、その事例がどのようなものであったのか、私は十分認識しておりませんが、しかしながら、町の職員の接遇の問題と法に基づいて適切にその職務を遂行するという問題とは、若干ちょっと今ここでリンクするのかなというふうにも思いますが。いずれにしましても、その職務を遂行することと、さらに接遇を十分気をつけてやっていくということは、両方が十分皆さんから認められなければできないことだろうと思っております。これは、そのことについて具体的な事例があればまた教えていただきたいと思いますが、そのようなことも職員の指導として十分進めていきたいと思っておるところでございます。

議長(荒川 政義君) 広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 県に対する要望であります。

実際的に、それぞれ県河川が14ですか、あります。そういう中で、実際的に取り上げた内容は、私、今まで基本的には屋代川の状況を取り上げてきました。草刈りだけじゃなしに浚渫から要請してくれというのも何遍も要求してきました。それで実態として、町長が思い描いている部分として、またほかの職員さんが思い描いている部分、屋代川に限ってでもいいですが、例えば、浚渫対応したところ、草刈り対応したところ、この二、三年間全く放置されているんじゃないかと思われる地域、一つの河川の中にあります。具体的に聞いときますと、どんだけ違うかというところで、例えば、屋代川でも羽越橋から砂田橋、これは浚渫の対応です、基本的には。それで、されております。これも3年半ぐらいになるんじゃないかというふうに思います。

その後、その上、吉井橋のほうに向けては、これは草刈りもやってないという状況です。ほいで、やってないと思われるのが結局は早く伸びるという関係です。この点では、私は今までも言うちょるんですが、浚渫の対応をしていけば、四年や五年は新たに投資せんでええんじゃという状況は当然です。ですから、私は県に対して、島内いろんな箇所に県河川がありますが、やっぱり浚渫したところと浚渫してないところ、それと草刈りもやってないところちゅうたら、かなり差があるというふうに私は認識をしております。その点で、県河川について、やっぱり浚渫からきちっとやってください、という要望を県のほうに、改めて河川の改善についてやっていく必要……、ただ、ときどき大きな工事があるんで、そこに金をとってほかに行かないというところもあるかもわかりませんが、それにしても要請していったらというふうに思いますが、その点で改めて答弁を聞いておきたいというふうに思います。

議長(荒川 政義君) 西本産業建設部長。

産業建設部長(西本 芳隆君) 河川の浚渫を中心にということでございました。やはり私どもも浚渫が中心だろうと思っております。久賀地区におきましても、刈っただけではすぐ葦は生えてくるという状態で浚渫を中心にやってもらっております。

基本的に、今年度も屋代川につきましては、浚渫という予算の内示がありましたんで浚渫を中心にやってもらえるものと思っております。屋代川につきましては、先般の新聞に「屋代川鮎」というようなことで、「屋代川には鮎が十分生息して、それがさらに養殖したものを島田川に放す」というようなことで記事に載っておりましたが、非常に生態系の豊かな川ということで、浚渫をやりながらも、その生態系も守らなきゃいけない、一方であるんじゃないかと思いますが、やはり構造物よりも先に浚渫というのが大前提だとは思っております。

議長(荒川 政義君) 広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 次に、戸田地区のパラペットですが、過去4回くらい同じことを 言い続けて、やっと幾ばくかついたという答弁でありました。じゃが、まあ、幾ばくかでも、や っぱり安全・安心のまちづくりの基本にもなるんだよということは明確に、県道沿いの部分はす ぐ裂けます、パラペットが実際的に弱いと。やっぱり私は非常に困る。特に、戸田地区は御承知のように、一たん、台風等高潮と重なれば、床下がつかる地域、一番手前側、昔からそういう地域です。ですから、いろんな対応を含めてやっていただきたいということを求めまして、私の一般質問、終わりたいと思います。

以上であります。

議長(荒川 政義君) 以上で、広田議員の質問を終わります。 以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

議長(荒川 政義君) 以上で本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は6月20日水曜日午前9時30分から開きます。

事務局長(中尾 豊樹君) 御起立願います。一同、礼。

午前11時48分散会